

障がい福祉サービス等について

障がい福祉サービス等の種類は以下のとおりです。あさぎり町は人吉球磨圏域の近隣自治体と連携し、これらのサービスを必要とする方に対して、サービスの提供を行っています。

サービスの詳しい内容や利用については役場にお問い合わせください。

訪問系サービス	ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、食事や入浴といった在宅生活や外出時の行動などの支援を行うサービスです。 【例】居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護
日中活動系サービス	昼間の活動や就労の支援、居宅での生活を送るための訓練など、日中の活動の支援を行うサービスです。 【例】生活介護、就労継続支援（A型）・（B型）、自立訓練
居住系サービス	施設やグループホームで生活する障がいのある方に対する日常生活上の支援などや、居宅で単身生活をする方に対する支援を行うサービスです。 【例】共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助
相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する方に対し適切なサービスが利用できるようサービス等利用計画を作成したり、病院や施設から地域生活に移行する方が円滑に生活を送れるよう支援を行うサービスです。 【例】計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
障がい児福祉サービス	障がいのある18歳未満の方に対する集団生活への適応や生活能力向上のための訓練や、保育所等を訪問しての支援などを行います。 【例】児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
地域生活支援事業	障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて実施する事業です。 【例】相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業

障がいに関する相談窓口

あさぎり町役場 生活福祉課 0966-45-7214

からだや心に関する悩み、障がいやサービスの利用についての相談、就労やお子さんの発達に関する相談など、お気軽にご相談ください。

編集・発行 あさぎり町 生活福祉課

〒 868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地

TEL 0966-45-7214 FAX 0966-49-9535

※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。

あさぎり町

第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画 〔概要版〕

～障がいのある人もない人も共に生きていく社会～



障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定しました

これまで、あさぎり町では、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けることができ、障がいのある人もない人も共に生きていく社会を目指し、障がい者福祉施策の推進や障がい福祉サービスの提供などを行ってきました。

近年、障がいのある人の高齢化や重度化がみられ、障がい福祉サービスのニーズも多様化しています。

また、国は、市町村に対して、障がい者の社会参加を支える取組や障がい福祉人材の確保など新たな取組を求めていました。

このような環境の変化を踏まえ、令和3年度からの指針となる「あさぎり町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

障がい福祉計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」と及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定したものであります。

障がい福祉計画とは	障がい児福祉計画とは
障がいのある方のための福祉サービス（障がい福祉サービス）の提供体制などについて定めるものです。	障がいや発達に遅れのある子どもに対するサービスの提供体制などについて定めるものです。

2 計画の期間

「あさぎり町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、計画を地域の実情に即した内容とするために、町内の障がい者や人吉球磨圏域内の障がい福祉サービス事業所等にアンケート調査を実施しその意向を計画に反映すると共に、障がいのある当事者、家族、サービス事業者等からなる「あさぎり町保健福祉総合計画（障がい福祉計画）策定委員会」を実施し、計画の検討・審議を行いました。

あさぎり町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

～障がいのある人もない人も共に生きていく社会～

本計画は、『障がいのある人もない人も共に生きていく社会』を基本理念として、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続しながら、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する町の実現を目指します。そのために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、そのためのサービスの充実に努めます。

障がい福祉計画の成果目標

国の定める基本指針や、あさぎり町及び人吉球磨圏域の現状を踏まえ、本計画の成果目標を以下のとおり設定しました。

項目	成果目標
施設入所者の 地域生活への移行	令和5年度末時点で施設入所者の2人以上が地域生活へ移行することを目標とします。令和5年度末時点の施設入所者数を23人とすることを目標とします。
精神障がいにも 対応した地域包括ケア システムの構築	人吉球磨圏域単位では熊本県が設置を行っているため、今後は市町村単位での設置について検討を行います。
地域生活支援拠点等に おける機能の充実	人吉球磨圏域共同で設置する地域生活支援拠点について、機能の充実のため、人吉球磨圏域共同で運用状況の検証・検討を行います。
福祉施設から 一般就労への移行等	令和5年度に4人が一般就労に移行することを目標とします。また、令和5年度の一般就労移行者のうち1名以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。 現在、就労移行支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、就労定着支援事業を実施する事業所の確保に努めます。また、就労定着支援事業所ができるまでは、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチと連携し支援を行います。
障がい児通所支援等の 地域支援体制の整備	人吉球磨圏域共同で設置している児童発達支援センターについて、その提供体制の維持と機能強化を図ります。 保育所等訪問支援の事業実施体制の維持に努めます。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、利用ニーズにそった提供体制の維持と機能強化を図ります。医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について、人吉球磨圏域で検討を行います。
相談支援体制の 充実・強化等	令和5年度までに人吉球磨圏域共同で設置する予定の『基幹相談支援センター』を、総合的・専門的な相談支援を行う機関として位置付け、その機能を持たせるよう人吉球磨圏域で協議を行います。
障がい福祉サービス等の 質の向上を図るために 取組に係る体制の構築	熊本県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に、障がい福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。 障害者自立審査支払等システム等については、具体的な分析結果の共有や活用方法について、今後検討を行います。